

2024 年 6 月 26 日  
国内事業部市民参加推進課

「草の根技術協力事業に係る業務ガイドライン 2021 年 8 月」一部改定について

「草の根技術協力事業に係る業務ガイドライン 2021 年 8 月」に関し、「海外渡航管理システム」の導入に合わせ、以下の改定を行います。

**1. 「第 2 章 安全対策」の記載の差し替え**

「第 2 章 安全対策」(P.9-10) の記載を別紙の内容に差し替えます。

**2. 「現地連絡体制・緊急連絡網」、「現地業務連絡先届」、の廃止**

上記「第 2 章 安全対策」の「(5) 現地連絡体制等の報告」(P.10) に記載し、現地渡航の際に提出を求めていた「現地連絡体制・緊急連絡網」と「現地業務連絡先届」の提出を不要とします。

別紙「3-(5) 海外渡航管理システム」を参照の上、「海外渡航管理システム」に渡航情報等を登録してください。

国によっては、安全管理のため、追加で書類の提出が必要な場合や、事前の渡航承認が必要な場合もあります。

## 第 2 章 安全対策

事業の実施に際し、受託者には契約書附属書 I 「共通仕様書」第 9 条（安全対策措置）に規定されている安全対策を講じる義務があります。

### 1. 業務従事者等の安全対策について

#### （1）安全対策措置

JICA が提供する「海外安全対策ハンドブック」等の安全対策情報（JICA ウェブサイトまたは海外渡航管理システムよりダウンロード可能）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底してください。

国別の「安全対策措置」及び「国別の安全対策マニュアル」は各国・地域の治安状況の変化等により随時改定しますので、渡航にあたっては常に最新版を入手してください。

➤ JICA 国別安全対策情報

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

➤ 海外渡航管理システム

<https://tokokan.jica.go.jp>

#### （2）治安悪化や感染症流行等

上述の安全対策措置により、現地での急激な情勢の悪化や感染症の流行等を理由として、採択後に契約締結を保留したり、案件の採択を取り消したりすることがあります。また、実施中の事業において、業務従事者等の身体及び財産の安全を確保するために、危険地域からの退避及びその他安全対策措置を業務従事者等に指示する場合があります。

#### （3）業務従事者の健康、安全管理

業務従事者の健康管理と安全管理については、受託者自身で万全を期してください。特に健康上のリスクがある業務従事者の派遣は避けてください。

事業対象地域への渡航に当たっては、受託者は「（5）海外渡航管理システム」を参照の上、渡航前及び派遣中において、業務従事者に対し、「海外渡航管理システム」への渡航及び滞在先情報に関する入力および更新を徹底させてください。

初回渡航時には JICA 在外事務所・支所において安全管理ブリーフィングを行うことがあります。

また、3 か月以上現地に滞在する際は、「在留届」を在外公館に提出してください。

#### （4）安全対策研修の受講

現地に渡航する業務従事者は、安全に関する JICA の研修の受講が必須となります。JICA ウェブサイト上の「JICA 安全対策研修について」を確認の上、義務または必須とされる JICA 安全対策研修を初回渡航までに受講してください。た

だし、日本語による研修内容の理解が困難な業務従事者については、この限りではありません。

詳しくは以下をご参照ください。

➤ JICA 安全対策研修について

<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>

## (5) 海外渡航管理システム

JICA では、「海外渡航管理システム」を活用して、有事の際に対象地域に滞在している関係者の情報を検索し、対象者に対して注意喚起や安否確認の情報を発信します。対象者は同システムを通じて安否について回答します。

海外渡航管理システムのアカウントは、JICA 国内機関が発給申請を行います。受託者は、渡航者が確定したら、名前とメールアドレスを JICA 国内機関に連絡ください。なお、他事業に参画されている等で既に登録済みの場合は、改めての申請は不要です。申請が完了すると、アカウント仮登録完了のメールが届きます。仮登録メール受信後、24 時間以内に同システムにアクセスして本登録を完了してください<sup>1</sup>。

現地渡航の予定が決まり次第、海外渡航管理システムに個人情報（氏名、連絡先、緊急連絡先等）及び渡航予定情報（出発日時、到着日時、便名、宿泊先情報等）や保険情報、研修受講情報等を登録し、出発までに全ての情報の登録が完了するようにしてください。安全管理のため、国によっては別途早めにデータ登録の締切を設けている場合があります。現地到着後も滞在先や帰国予定等、登録した情報に変更が生じた場合には必ず同システムにアクセスして情報を更新してください。国によっては安全管理のため、追加で書類の提出が必要な場合や、事前の渡航承認が必要な場合もあります。

注意喚起や安否確認を行う事態が発生した場合、登録のメールアドレスに海外渡航管理システムからメッセージが一斉に送信され、受信者は同システムを通じてメッセージの確認や安否状況の回答が可能となります。

海外渡航管理システムに入力した渡航者情報は、外務省の海外安全情報配信サービスである「たびレジ」にも連携しており、在外公館からの安全情報や緊急一斉メールも配信されます<sup>2</sup>。

➤ 海外渡航管理システム

<https://tokokan.jica.go.jp>

## (6) 海外旅行保険への加入（現地渡航時）

業務従事者の現地渡航に際しては、5,000 万円以上の治療・救援費用<sup>3</sup>が付保されている海外旅行保険に加入してください。契約締結後の各業務従事者の初回渡航に際し、各業務従事者の保険証書の写しをメール添付で JICA 国内機関に提出

<sup>1</sup> 万が一、24 時間経過した場合は、ログイン画面の「パスワードが不明な方はこちら>」のリンクをクリックしてパスワードの再発行を行ってください。

<sup>2</sup> 渡航管理システム導入前は、「たびレジ」への登録を必須としていましたが、このシステム導入により、「たびレジ」登録は不要とします。

<sup>3</sup> 2021 年度以降の募集で採択された案件に対して適用しています。発生する保険料を勘案して、同じ時期に積算基準を改定し、当該保険料を加味した間接経費率を設定しています。

してください。

加えて、毎回の現地渡航に際し、保険加入状況（保険会社名、保険会社連絡先電話番号、保険証券番号など）を海外渡航管理システムに入力してください。

保険料の支払いについては、経理ガイドラインの「4.費目の定義と積算・精算に当たっての留意事項」を参照ください。

## （7）海外旅行保険への加入（本邦研修／第三国研修）

上記（3）に加え、本邦研修員や第三国で実施する研修への参加者等についても付保が義務付けられています<sup>4</sup>。事業関係者を対象国の外（本邦を含む。）に渡航させる場合は、必ず十分な補償内容の海外旅行保険（緊急移送サービス付き）を付保してください。

なお、保険加入状況（保険会社名、連絡先電話番号、保険証券番号等）は、「研修員受入連絡届」により確認を行います。第三国研修にかかる「研修員受入連絡届」は JICA 国内機関から JICA 在外事務所に共有します。

## 2. 安全対策にかかる経費について

安全対策にかかる経費は、上述の海外旅行保険料を除き<sup>5</sup>、直接経費の海外活動諸費にて計上することが可能です。

上述のとおり、事業実施に際しては、随時最新の「安全対策措置」に基づいて具体的な対策を講じていただくこととなりますが、「安全対策措置」に必要な対策等に追加で必要となる直接経費（例：警備員傭上に係る経費等）や危険地域からの一時退避等に必要な旅費等については、委託者・受託者間で協議し、必要に応じ契約金額の増額を含めた契約変更を検討します。

<sup>4</sup> 契約書附属書Ⅰ「共通仕様書」第10条（事業関係者への保険付保）で新たに規定しています。

<sup>5</sup> ただし、第三国への事業関係者の渡航は特例扱いとなるため、海外旅行保険料の計上を可能としました。業務従事者の業務地への渡航及び本邦研修員の来日に係る保険料については、間接経費見合いとなります。